

中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会の設置について

(平成28年9月14日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会においては、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号）における輸出入等の規制の在り方に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属するべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

廃棄物等の越境移動について、我が国は、平成4年のバーゼル条約発効を受け、同年に国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）を制定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を改正することで、廃棄物等の輸出入規制の基本的枠組みを整備した。それから20年以上が経過し、国際的な資源循環が活発化しており、当時と比べて状況は大きく変化している。

こうした中で、使用済電気電子機器等の不適正な輸出といった環境保全の観点からの様々な問題が顕在化してきているほか、循環資源の海外からの受入れにおける諸外国との競争環境の不利が生じるなど、環境のみならず、経済の側面からも問題が顕在化しており、特定有害廃棄物等の性状に応じて潜在汚染性の顕在化を最小にしつつ、潜在資源性の顕在化を最大にするような適正な資源循環の実現が求められている。

このため、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては、国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方等について今年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講ずることとされたところである。

これらを踏まえ、標記専門委員会を設置して、バーゼル法における輸出入等の規制の在り方について必要な検討を行うものである。

2. 検討事項

上記の状況に鑑み、特定有害廃棄物等の越境移動の適正化のため、バーゼル法における輸出入等の規制の在り方について検討を行う。

3. 検討スケジュール

年内の報告書取りまとめを目指し、数回程度開催する予定

4. 運営方針

専門委員会は、専門学識経験者、関係業界関係者等から構成する。